

せいかつ ほ ご あんない 生活保護のご案内

～せいかつ生活にこま困っておられる方へ～



せいかつ ほ ご せいど 生活保護制度とは

生活に困っているすべての人々に対して、その困っておられる状況と程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活できるように手助けすることを目的とした制度です。

わたしたちの一生の間には、病気や高齢、事故、その他いろいろな事情で生活が苦しくなる場合があります。そのようなときに必要な援助を行い、再び自分自身の力で生活していけるようお手伝いするのが、生活保護制度です。

せいかつ ほ ご 生活保護を受けるには

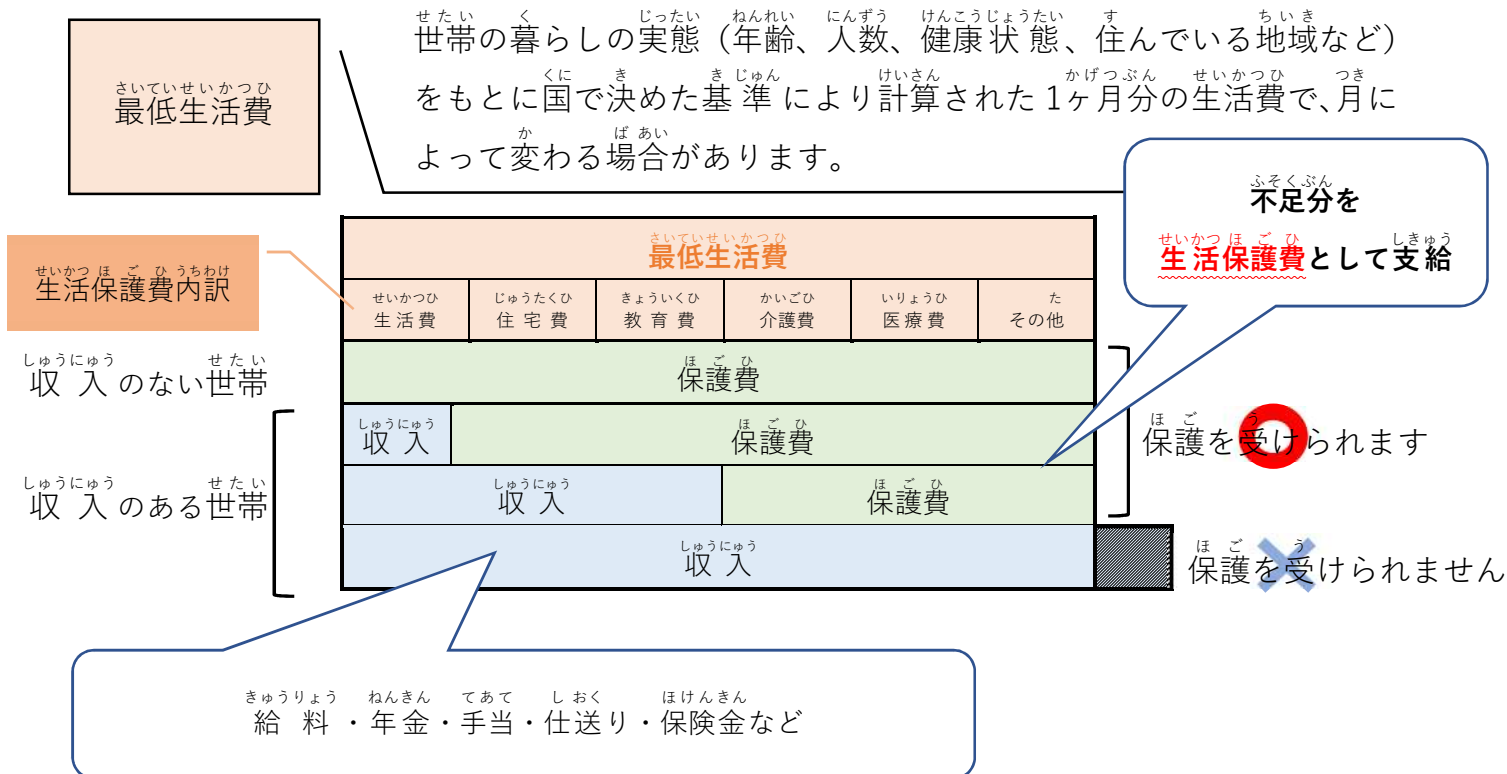
保護を受けることは国民の権利ですから、生活に困っているときは一定の要件のもとにだれでも受けることができます。生活保護は原則として世帯（一緒に生計を立てて暮らしている方全員）を単位として行います。

世帯のみなさんが、利用できる資産や能力などあらゆるものを活用することが前提です。また、親族等から援助を受けることができる場合は、生活保護に優先します。

生活保護を受ける前に、していただきたいこと

- ① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。
- ② 預貯金・生命保険・土地・家屋・自動車などは、原則として、解約、賃貸、売却などにより活用を図ってください。
- ③ 年金や手当など他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、まず、それらを活用してください。
- ④ 親族などから援助を受けることができるときは、援助を受けてください。

そのうえで、世帯全員の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない（不足する）場合に、その不足する額を保護費として支給するしくみとなっています。



ほご しゅるい 保護の種類と内容

ほご には、 つぎの 8 つの 扶助 があり、 必要 に 応じて 支給 されます。

せいかつ ふじょ 生活扶助	いしょく こうねつすいひ ほかにちじょうせいかつ ひつよう ひよう 衣食、光熱水費、その他日常生活に必要な費用
じゅうたく ふじょ 住宅扶助	やちん ちだい ひよう 家賃、地代などの費用
きょういく ふじょ 教育扶助	ぎ む きょういく ともな ひつよう がくようひん ひよう 義務教育に伴って必要な学用品などの費用
かいご ふじょ 介護扶助	かいご ひよう 介護サービスなどの費用
いりよう ふじょ 医療扶助	しんさつ にゅういん ひよう 診察・入院などの費用
しゅっさん ひよう 出産費用	しゅっさん ひよう 出産の費用
せいぎょう ふじょ 生業扶助	て しよく しごと ひよう 手に職をつけたり、仕事につくための費用
そうさい ふじょ 葬祭扶助	そうざい ひよう 葬儀の費用

ほか、 臨時的 に 支給 する 各種 一時扶助 があります。

(例：被服費、家具什器費、入学準備金、配電・水道設備費など)

しんせい てつづ てつづ ご 申請の手続きと手続き後のながれ

しんせい てつづ 申請の手続き

保護は申請によって行われます。生活にお困りの方は、社会福祉事務所（地域包括ケアセンター）、またはふくし総合窓口へご相談ください。なお、病気などでやむをえず、おこしいたできない場合は、親族の方におこしいただくか、電話で連絡いただければ係員がお伺いしてご相談に応じます。また、地域の民生委員もご相談に応じます。

てつづ ご 手続き後のながれ

保護の決定のため、いろいろな調査を実施します。

- ・ 家庭訪問：生活状況などを把握するためにご自宅を訪問します
- ・ 資産調査：預貯金、保険、不動産などの調査を実施します。
- ・ 扶養照会：扶養義務者に対し、仕送り等の援助が可能か照会します。

※DVや虐待等でお困りの方は事前に必ずご相談ください。

- ・ 収入調査：年金等の社会保障の給付状況や、就労収入等の調査をします。
- ・ その他：就労の可能性の調査をします。

ほご かいし 保護が開始になったら

しんせい ひ しゅうかんいなし さいちょう かげつくない けつてい じゆきゅう けつてい ばあい しんせい
申請があった日から2週間以内（最長1ヶ月以内）に決定をします。受給が決定した場合には、申請
びに さかのぼって じゆきゅうかいし ほごひ しきゅう げんそく まいつきいつか つきぶん
日にさかのぼって受給開始となります。保護費の支給は、原則として、毎月5日までに、その月の分を
よきんこうざ ふこ
預金口座へ振り込みます。

いちにち はや じぶんじしん ちから せいかつ てだす おこな ちくたんとういん
一日も早く自分自身の力で生活できるようになるための手助けなどを行う地区担当員（ケースワ
カー）が家庭を定期的に訪問して相談に応じるとともに、ほごひ せいかつ へんか おう てきせい けつてい
家庭を定期的に訪問して相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定する
ため、しゅうにゅう せいかつじょうきょう き こじん ひみつ かた まも
収入や生活状況などをお聞きします。（個人の秘密は固く守ります。）

ほご う 保護を受けたときの権利と義務

権利

- ほごひ ぜいきん か ほごひ が さ お
保護費に税金が課されたり、保護費が差し押さえられたりすることはありません。
- せいとう りゆう ほごひ しきゅう
○正当な理由なく、保護費が支給されなくなったり、減らされたりすることはありません。

義務

- せつやく つと けいかくてき く こころ
○節約に努め、計画的な暮らしを心がけてください。
- はたら ひと のうりよく おう はたら
○働ける人は能力に応じて働かなければなりません。
- びょうき ひと いし しじ まも はや びょうき なお つと
○病気の人は医師の指示を守り、早くその病気を治すように努めてください。
- ほご う けんり たんにん しゃっきん たんぽ
○保護を受ける権利を他人にゆずること、借金の担保とすることはできません。
- しゃっきん
○借金は、しないでください。
- なんとししゃかいふくしじむしょ おこな しどう しじ したが
○南砺市社会福祉事務所が行う指導・指示に従ってください。
- せいかつ しゅうにゅう へんか ひつよう とど で おこな
○生活や収入の変化など、必要な届け出を行ってください。

相談窓口

なんとししゃかいふくしじむしょ
南砺市社会福祉事務所（福祉課生活福祉係）

〒932-0293 南砺市北川166番地1（南砺市地域包括ケアセンター内） ☎0763-23-2009

ふくし 総合窓口

〒939-1692 南砺市荒木1550番地（福光庁舎1階） ☎0763-23-2032